

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月7日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11045a/

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)第二条第一項の規定により県が支弁する経費以外の経費で、同法の趣旨に基づき県が支弁する特別支援費に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に係る事務であって教育委員会規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第一 第二の項 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)第二条第一項の規定により県が支弁する経費以外の経費で、同法の趣旨に基づき県が支弁する特別支援費に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に係る事務であって教育委員会規則で定めるもの

⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和三十九年法律第百四十四号)第一条	福島県特別支援教育就学奨励費事業実施要綱 第2条
⑥事務の趣旨又は目的	<p>第一条 この法律は、<u>教育の機会均等</u>の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、<u>国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒</u>について行う必要な援助を規定し、もってこれらの学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。</p>	<p>第2条 <u>教育の機会均等</u>の趣旨にのっとり、かつ、障害のある幼児、児童又は生徒(以下「児童等」という。)の特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、<u>特別支援教育を受ける児童等の保護者等(幼児、児童又は未成年の生徒については学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。)</u>の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費の全部又は一部を支弁することとし、もって特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。</p>
⑦独自利用事務の関連規範	/	<p>特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年6月1日法律第144号) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年6月22日政令第157号) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則(昭和29年文部省令第20号) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領(平成26年4月1日付け26文科初第27号) 特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料 (文部科学省初等中等教育局特別支援教育課) 福島県特別支援教育就学奨励費事業実施要綱</p>